

参議院建設委員会會議録第二十九号

昭和三十六年五月十八日(木曜日)
午前十時四十三分開会

国土地理院企
画監査室長 武田 通治君

委員の異動

五月十七日委員小沢久太郎君辞任につき、その補欠として郡祐一君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 鹿蔵君
理事 田中 清一君
武藤 常介君
内村 清次君

委員

岩沢 忠恭君
太田 正孝君
小山邦太郎君
米田 正文君
木下 友敬君
田中 一君
田上 松備君
小平 芳平君
村上 義一君

国務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設省住宅局長 神田 治君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

国土地理院 富岡 茂雄君
総務部長

本日の会議に付した案件

○建築基準法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○測量法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(稲浦鹿蔵君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行います。御質疑の方は御発言願います。

○田中一君 建築協定の実効という効果というものを、今まで上げた例があるならば、これは一つ全国的に、どこでどういう建築協定をやったかというだけのこと、一つ出していただけませんか。

○政府委員(神田治君) 建築協定を作りました実例でございますが、沼津市の本通、横浜市の福富町、この二件がございまして、沼津市の内容について申し上げますと、有効期間を定めまして認可のあった日から十年間、それから建築物に対する基準を設けてございまして、一つは共同建築とすること。それから壁面でございますが、所定の壁面を後退すること。所定の壁面でございますが、定まった一どの壁面もい

うわけじゃございませんけれども、所定の壁面を後退する。一階を三・七五メートル後退する。それから一階の階

高をそろえる。三・五メートル。それから広告物を制限するということ。ところが、建築物に対する基準として内容となっております。で、なお、この協定の違反に対する措置といたしましては、協定代表者が違反者に対しては、工事の施工停止を請求し、かつ、必要なら是正措置をとるよう請求しなければならぬ、違反者が前記の請求に従わない場合には、代表者はその強制履行または違反者の費用をもって第三者にこれをさせることを裁判所に請求するということ、協定の違反に対する措置としまして、協定の中にうたわれております。まあ沼津市の協定の内容だけでございますけれども、大体そういうようなことになっております。

○田中一君 そしてその実効はどうでしたか。実効というのは、実際の効力があつたのかないのか。

○政府委員(神田治君) この協定につきましては、沼津市におきましても、横浜市内におきましても、完全に効力を發揮しまして、街区の体裁を整えていくわけであります。

○田中一君 沼津市の場合、何戸——戸というか、何店舗というか——がそれに加入しておつたのですか。

○政府委員(神田治君) 戸数は、ちょうどだいたひ資料がなくて申し上げにくいのでございますが、沼津市の場合も、横浜市の福富町の場合も、いずれも防火帯を造成する場合に、軒並みに連続しておる各建築主の協定によるものでございます。

○田中一君 そこで、強制履行と、自己負担による改修等の訴訟を起した場合は、どれくらい有効果があるというのを考えるわけですね。そのために、むしろ訴訟になれば、ここで共同建築というようなことが前提になっておるならば、全体の工事に支障を来たす場合もあると思う。で、実際の強制力というか、それが裁判できまるといふことになる、時間がかかるとか。で、そういう裁判にかけないでもいけるような方法はないものか。

○政府委員(神田治君) 現実の問題といたしましては、沼津市本通の場合も、横浜市福富町の場合も、防火帯を造成しようというので、全部の権利者が合意をしまして、すぐ工事に着手してでき上がったものでございます。従いましてお互いの全員の合意で作りました申し合わせでございますから、これに違反したという実例はまだないわけでございます。協定でございますので、一応公法上の罰則は受けないわけでございます。従いましてあとの協定内容を保持するということにつきましては、協定の中にその制裁事項というやうなものをうたうという制度になっておるわけでございます。

○田中一君 これは建築街区の場合でも、建築協定というものがなされなければ街区というものにならないわけですね、事実において。しかし街区法の中にも、防災街区法の法律の中にも、

脱退者があるとか、未加入者があるというところがあるのであつて、防災という見地からすると、たとえば左右とも六階だ、しかしまん中は三階だということ、その三階と六階の間のそれというものが煙道になるわけですね。火災の場合を考えると、高潮の場合を考えると、それは水路になるわけですね。従つて実際に防災街区というものを作るときには、建築協定がなされなければ実効が薄いのです、効力が薄いのです、ということも言えるわけですね。

そういうこと。それからもう一つは、都市美の観点からみても、これは当然そういうことをしなければならぬ。ところが大体において今までは、そういう建築協定というものは、効果ある利用応用というものがされなかった。どこに欠陥があるかという点を考えなければならぬと思ふのです。幸い沼津にしても横浜などにしても、防火帯の造成のために国からも補助金が来ている。あるいは資金も当該行政のあつておるからくまなくのじやないかと思ひます。そういう場合にはこれはまともなもの、別に建築協定というものはなくてもまともなわけなんです、実際言つて。しかしまともな場合はどうするかというのを考えると、これは相当建築家に対しても相当な、芸術、技術に対する規制はありませぬけれども、何らか考慮しなければならぬ点があると思ひます。私はかつて今

から何十年前だったか、白木屋ができたときに、ああいう建物は危険ではなにか、また建築物の社会性というものを説いたものです、当時新聞記者だった。建築家が自分の好き勝手に妙な——国民というものは見ることを強要されるのです。建造物を見ることを強要されるのです。そこに建築物の社会性というものが相当考慮されなければならぬ。醜悪なる建築をされてもこれは自由だということで、基準法に合えば認められるわけですよ。たとえばだれが見ても醜悪なものでもPRの手段として作る者があると思うのです。そういう点で建築家は僕は相当考へなければならぬと思うのです。そこで建築協定というものをずっと見ると、建築そのものに対する協定になっているけれども、都市計画というものに触れてこなければならぬと思うのです。その点基準法上の建築そのものというところと別な面を考慮されるべきです。

○政府委員(神田治君) ただいまの御意見まことに同感でございます、街区を形成していく場合に、建築協定という点によりまして街区全体の合理的利用をはかるということは、都市計画上からも特に必要なことと存じます。私は法律の名前は正確に存じておりませんけれども、ドイツの建設法とかいう法律には、街区に建ちます建築物の形で一応公法上の立場から決定されまして、その通り建てるということになつておるやうに聞いております。従いまして将来そういう形が望ましいというように私も考へてゐるわけでございます。この防災建築街区造成法の立案のときも、いろいろまあ現行の都

市計画法の中にそういう形を織り込みたいということ、十分検討をいたしたのでございませうけれども、御承知のように日本の都市計画法の内容というものがまだそこまで、都市の街区の形成を建物によってどういふふうに埋めていくかというところまで、こまかくできていない状況でございますので、まあ一応将来の問題としてしまして、今回はなお検討を要するというところで見送つたわけでございます。

なおこの都市に建ちます建物につきましても、建物の意匠設計上の問題でございますが、個々の設計をする建築家の方々がもつと自分の設計する建物でなしに、ただいま仰せのように建築物の社会性といったような観点から建築物を設計したしまして、全体としての街区の造成美を発揮していくということが当然必要かと思つてはやばいと思います。これらにつきましてはやはりいろいろな法律の制限として行なう限度というふうなものもございしますので、建築士会等を通じて、やはりめいめいの建築屋さんが自覚をして、そういうような気運が醸成されていくというやうにわれわれも努力をいたしたいと思つております。

○田中一君 都市の建設ということになると建築屋さんは建築の立場から都市計画を考へる。土木屋さんは土木の観点から自分のところを中心を考へるということになりがちなんです。総合したものが出てこないわけですね。まあ東京大学の高山英華君なんかでも、その建築家の立場からものを考へておられるやうだが、やっぱりそういうものの研究機関というものがないければならぬと思つてはいます。いわゆるこ

れにせよということではなくて、やっぱり指導という形ですね、国の責任ですから。それでたとえば建築研究所、または土木研究所でそうしたものを研究している部署がありますか。あるいは総合的にそれらのものをまとめて将来の——まあ既成市街地に対してはもういろいろな問題がございませう。いろいろな問題があるけれども、新都市に対する考え方というものを総合した夢を持つていいと思つてはいます。これは強制すべきものでないかと思つてはいますけれども、夢を持つていいと思つてはいます。われわれの時代はもう今日、明治も九十年くらいになつたらしいけれども、われわれの世代はいいけれども、次の世代に相当考慮されなければならぬ問題があると思つてはいます。まあ丹下君なんかはいろいろな意味の一つの考え方をいろいろ矢つぎ早に発表しておられるけれども、しかしそれはそれとしてわれわれはそれの中に、そういう五十年、百年計画のそういう都市が生まれるまでの間は、われわれはやばいという社会に住まなければならぬ。まあ改良と新しい夢というものを持たなければならぬと思つてはいます。国の機関としては、そういうことを今まで研究した総合的にまとめたことがありません。

○政府委員(神田治君) 建築研究所の第一部で、部長は新海部長でございますが、ここは都市計画という観点から、建築部門を研究いたしておるわけでございます。御説のように、都市計画と申しますのは、もはや建物、上物と一体として考へなければならぬ時期になつておると思つてはいます。そういうような観点から、建築研究所の方でい

ろいろ研究を重ねておるわけでございます。○田中一君 そうなると、土木研究所にはそんなものはないのですか。○政府委員(鬼丸勝之君) 土木研究所におきましては、直接都市計画施設として研究しているものはございませう。ただ御承知のように、下水道等は土木研究所におきましても取り扱っております。

○田中一君 一つのプランができれば、建築技術家がついてくるのです。現在では、それであつた道路なり下水なり、あるいは橋なり何なりでも、それについていい、そういうことになつていくわけですね。そこに私は問題があるのじゃないかと思つてはいます。やはり総合したものがないければならぬと思つてはいます。土木屋、建築屋だけではないというのじゃない、交通学者も必要です。あるいは経済学者も必要です。むろんこれにはもつと高度の思想からくるところの計画性というものが、建築学者には建築的な立場を、土木学者には土木的な立場を担当してもらわなければならぬけれども、やはり都市計画審議会等は、改良主義的なプランじゃなくして……単なる改良にとどまると、それも既成市街地を見ながらやると、既成市街地からおそろく一歩も出ないという結果が多いのじゃないか。各大学でやつておる専門に研究している人たちは、これは実現しようがない、自分の一つのアイデアとしてぽんと出せるからいいですけども、政府の中にそういうものがなければならぬと思つてはいます。私は長い間、建設大臣の権限でできる高度地区の設定とい

うことをしろ、ということをして十年くらい今日まで要求してきております。これは建設大臣の権限でできるのだから、防災街区という形でここに出ておりますけれども、その以前の面としては、基準法内におけるところの行政措置として建設大臣ができることをしていないというところを、再三長い間指摘してきたわけでありませう。どうやら今度は市街地改造事業なりあるいは防災街区なりで、そうした形のものがあるに生まれるわけでありませう。十年たつております。今日から十年前と、今日と日本のすべての社会の発展というか、向上というものは非常なものでしょう。昔の明治時代のおそろく何十年に値するような工合で進んできております。建築協定というものが、そうした意味の背景を持ちながら実施されるということにならなければ、やはり裁判だ、裁判だというのじゃなく、政府がそういう一つの確固たる一つのアイデアを示せば、法律、裁判によらずして従つてくることなんです。そういう点が一つおくられてはいます。じゃないですか。政府としてそういう施策がないということがガンになつておる。都市計画になると、今度は逆に土木でも道路でも河川でも、何でもなつて計画屋に移される、建設省の場合に、今度は今の計画を、これから都市局になるのだからけれども、建設大臣どうです。そういう点について、あなたに在任中に、いろいろな問題をこゝして国会で通してありますので、これらのバックボーンを作つたつもりで、もつて、そうしたものを一つ残していきませうか、政策を。今までのやうな都市計画だけではだめだということ

をしろ、ということをして十年くらい今日まで要求してきております。これは建設大臣の権限でできるのだから、防災街区という形でここに出ておりますけれども、その以前の面としては、基準法内におけるところの行政措置として建設大臣ができることをしていないというところを、再三長い間指摘してきたわけでありませう。どうやら今度は市街地改造事業なりあるいは防災街区なりで、そうした形のものがあるに生まれるわけでありませう。十年たつております。今日から十年前と、今日と日本のすべての社会の発展というか、向上というものは非常なものでしょう。昔の明治時代のおそろく何十年に値するような工合で進んできております。建築協定というものが、そうした意味の背景を持ちながら実施されるということにならなければ、やはり裁判だ、裁判だというのじゃなく、政府がそういう一つの確固たる一つのアイデアを示せば、法律、裁判によらずして従つてくることなんです。そういう点が一つおくられてはいます。じゃないですか。政府としてそういう施策がないということがガンになつておる。都市計画になると、今度は逆に土木でも道路でも河川でも、何でもなつて計画屋に移される、建設省の場合に、今度は今の計画を、これから都市局になるのだからけれども、建設大臣どうです。そういう点について、あなたに在任中に、いろいろな問題をこゝして国会で通してありますので、これらのバックボーンを作つたつもりで、もつて、そうしたものを一つ残していきませうか、政策を。今までのやうな都市計画だけではだめだということ

すね。うっちゃり放しになっているものがたくさんあるのですよ。都市計画審議会にもいい学者もいるし、いい実務家もいますが、やはり目が現在のものに離れずにいるということだと思ふのです。何かそういうようなものをあなたのまあ法律問題じゃなくて、あなたの中でも一つ作っていきませんか。そうせぬと、数々の法律が今度の国会で通りますけれども、一体どうすればいいのかわからないと、やっぱり建築屋は建築的に、土木屋は土木的に、経済学者は経済的に、交通学者は交通的にものを見ていくというきらいがあるのですよ。私は党内でもよく言うのですけれども、やはり都市計画というのは政治家の役目だということです。都市計画というものは政治家の役目なんです。これは一建築屋、一土木技術屋にまかすべきものではない。そこに政治的な背景がなくてはそれはまともな話というのを言っているんですが、どうでしょう建設大臣、たとえば今の建築協定の問題にしても、究極は裁判でその決定に服する、建築協定という法律に準拠するところの私契約ですね。強制力はないわけですから、それで建築協定というものが今まで実施したところは、沼津、横浜、二つの地区にとどまっています。これすら全部国からの補助金、または当該行政機関の融資によってなされているものが多いとなると、今後私有財産、自分の持っている財産というものを他の者に制約されるなんというところは容認できない。ことにまた自由経済の中では、PR、広告ということが一番大事になっている、異をとらえて人目を引くという思想は当然あるわけなんです

よ。特に広告の問題にしても、とつひな広告を出すことによって自分の商品が売れるという傾向にありますし、屋外何とか物という法律もあります。それらのものを総合して何らかのアイデアを検討する機関が必要じゃないか、そうでもなければ幾らやっても、法律でまみれます、裁判でまみれますというのでは、これはとうてい建設大臣が考えられているような都市はできません。時間がかかる、そのうちにやはりいろいろな、われわれも難くせをつけようと思えばいろいろな盲点が出てくる。そしてそれがいつまでもたつてもまともな話というのにならぬと困ると思うのです。何かそういうものは考えられませんか。今聞いてみると建築研究所には新海悟郎君がそういうものを担当している。公共用地の取得の調査会を作るよりも、そういうものの調査会を作った方が大いに歓迎されると思うのですよ。どうですか建設大臣。

○田中一君 ぜひそうしてもらわなければ、幾ら法律をいじつても効果は上らないという法律です。やはりそうした思想的な背景というものをもう見せながらやっていく。高度地区の指定なんかは当然だと思ふべきだと思ふ。してしまわない、それをしてないで防災街区をここに指定する、あるいはこれは都市改造法でやるんだ、こういうものを出す前に、この地区は高度地区として、何階なら何階以下のものは許可しないということ指定区域にしてしまふのですよ。怠慢なんです、歴代の建設大臣の怠慢なんです。そこには補佐するところの官房長、局長あたりの怠慢があるかもしれない。そこまでは追及しませんが、大臣が腹をきめてやるならできることなんです。ここに東京に選挙区を持つて中村建設大臣とすればおわかりになるはずなんだ。一応高度地区の指定をしておく、だれが見てもこれはしなきゃならぬというものがわかってくるんですから。そうしてそれに防災街区なり、あるいは市街地改造法を適用するというような形で持つていけばいいわけなんです。そこで抵抗が少なくなってくるのです。指定して三年、五年たつてうちに観念してしまふ。なるほどそうしなきゃならぬものだと思ふのです。そこまでこなければいかぬ。それは指定なさい。建設大臣が指定して、ほんとうにそれがそうでないというように形になったら取り消せばいいんです。これは建設大臣権限でできるのです。大臣と相談してみても下さい。権限でできるはずじゃないですか。

○田中一君 地方公共団体の申し出というものは法文上の問題であつて、民主化されている方法なんだ。どんな場合だつて本省でこのところこうしたらどうか、ということと言わなければならぬ。それは地方公共団体の負担の問題がある。それは個人の負担の問題があるからなかなかきまらないと思ふ。そこでそういうものを地方公共団体が申請したがるような制度をやつておけることなんです。そうしてたとえ東京の高速道路の八路線にしても全部隠しておいて、それで、すばつと出さうというところに、今までの、知らしめない古い政治のあり方を、今まで現任でも踏襲してらるんです。三年も五年も前からちゃんと知らしめておけばいい。そうしないで突如としてこれはこうするんだ、あつするんだというから抵抗が強いのです。抵抗をゆるめるために、そういう今大臣が言つて

ような行政指導をやる、負担の問題も五年も六年もかかつて計画的にやるならば何らかの方法があると思ふのです。それが防災建築街区の指導のほうなんです。今ここで指定しますよというのでなくて、前もってこれは当然すべき地区であるということを言つて申請させて、手続は申請させるわけですね。しかし建設大臣がやっぱり最後の決定権を持つてらるんですから、これはそういうような措置を、これは住宅局長も一つ考えてほしい。それから計画局長おらぬけれども鬼丸官房長から一つ話して下さい。そういう指導をしなければ、幾ら急速にものを進めようと思つてもこれはできません。まず最初にそうなるのじゃなからうかということを知せしめるような、指定しておくことが必要です。どうも法をめぐらすことは名人です。そうして突如として公共用地の取得に関する云々という法律を出して、最後にはしようがない、これをやつちまへというのになつて、強権的なところに片寄る。もう建設大臣も非常に民主的な方なんですから考えてもらいたい。

それから、先だつての委員会でも留保しておりました問題について、一つ建設大臣から答弁していただきたい。それは申し上げますと、第一の問題は、これら建築基準法による行政指導なり取り締りなんというものが、その各地区の行政部面における欠点がないかという点であります。いたずらに取り締まるのがいいというのじゃない。犯罪、いわゆる違法をさせないようなことをするために行政機関はあるのです。従つて、たとえば東京都の例をとりますと、東京都はそれらの部局の

定員に満たない職員でやっておる。な
ぜならば役人なんかになるばか、ばか
という言葉はないかしらぬけれど
も、いまだき役人になるのはちょっと
いせん。よほどどうかしておる男が
役人になる。優秀なのはほとんど高
給、高い賃金に流れていくのです。こ
とと違って、建設省で採用する者だっ
てそれこそよい言葉を書かなくては
ついてこない。一年たつたらすぐ任官
させるというのをいうとついてく
る。しかし、なかなかそうはいかな
い、今は労働組合ができてくるからそ
う簡単にいかないことになる。従っ
て、東京都の整備局、これなんかでは
職員が定員に満たないので。なり
手が足りないのです。こんな低賃金で
それがくるのですか。そこにやっぱり
あなたの方の行政上の欠陥がある
と思う。それで規則を破ったとか法律を
犯したとかいって、やたらに処分しよ
うなんという考え方は、その前にまず
反省すべきものがあると思う。せん
だっての委員会では、住宅局長も建設
大臣もそれらに対する実際の認識と反
省がない。そうした反省とそれをどう
するかという問題を考えて、その上に
立つてこうしようというのなら認め
られますけれども、いたずらに違反事
件を作るための法律改正では、これは
認めがたいということです。一体東京
都その他の行政庁でこの法律を施行す
るための定員というものを、それから現
在の職員というものはどれほどある
か、それがみな充足されて十分か、そ
ういうことをまず第一に答弁願いた
い。私は十分ではないと思う。東京都
なんか全部充足してない。きのう僕
は、こいつこんなことを言つて、とま

た反響されては困るから、さつそく東
京都の方に問い合わせにいったところ
が、どうも来手がございせん、なる
ほど不適格者なら来手がたくさんござ
います、適格者でなければ困るから
どうにもなりません、こう言う。きよ
うはいい気になって質問しているの
です。大阪府、また横浜、神奈川県はど
うでございましょう、これを聞きたい
のです。

○政府委員(神田治君) 特定行政庁の
機構が十分ではないかというお尋ね
でございしますが、最近、非常に建築工
事の耐火構造等、中間の検査等も非常に
数多くしなければならぬ建物も増加
しておるわけにございします。そこで建
設省といたしましては、機会あるごと
に機構の整備強化を地方公共団体に説
いて参つたわけにございします。たとえ
て申しますと、昭和三十四年五月二十
九日でございますが、次官通達により
まして、従来の法施行の状況は必ずし
も十分でない面もある、新たに制
度による事務量の増加等も考慮して、
法改正を機会に機構、要員、予算等の
整備拡充に努めるようというものを要
望しておるわけにございします。また三
十四年の五月二十九日付でございます
が、局長名をもちまして法改正を機会
に、本庁はもちろん出先機関の機構、
人員、機動力等の整備増強に留意しま
して、確認事務の迅速化というよう
なことに努めて十分努力するよう
に、特に従来不十分のきらいがござ
いました現場検査の励行をはかるよう
に努力されたい、というようなことも通
牒しておるわけにございします。

三十四年に基準法が改正になりまし

たので、その機会に御承知のように手
数料等の改正もございましたので、地
方公共団体としても歳入がかなりふえ
てくるという見通しで、われわれはこ
の機会に整備をしてもいいという
ことで、地方公共団体に通知をいたし
たわけにございします。法が施行にな
りましてから約一年ぐらゐ経過して
まして、法改正に伴う条例等も逐次
やつておるわけにございしますが、た
だいまお述べになりましたように、建築
技術者というものが最近非常に底
底しなくなつておるわけにございします。そ
こで、しかしできるだけ努力して地方
公共団体の方も人員の増加をはかつて
おるようございしますが、まだ十分で
はございせん。そこで、大いに人員
の不足を機動力によつて補おうとい
うので、ジープを買いますとかあるいは
スクーター、モーターバイク等を揃え
るというようなことによりまして、各
県、五大市等も大いに能率化をはか
つてやつておるわけにございします。

なお人員についてでございますが、
各個の特定の行政庁個々にわたつて
は、私、資料を持っていないわけに
ございしますが、五大市等を含めまして、
建築基準法の担当職員の数というのは
全国で二千三百三十九人でございます。
確認の申請の件数でございますが、四
十四万七千六百六十三件というよう
な件数になっております。従いましてこれ
を實際に完全実施していく定員という
ようなことを考えますと、まだ十分定員
でございせん。やむを得ず機動力を増
まして能率化をはかつておるという
状況にございします。

状況にございします。

○田中一君 自分の方の手薄を機動力
云々でいいということじゃないだろう
けれども、そういうことを住宅局長が
大臣にちょっと耳打ちでもしておか
ないで、この間のようにどうにも万やむ
を得ないからこうするのだという答弁
じゃ、これは納得ができません。これは
地方公共団体は、全部地方公共団体
の財政でやつておるのですから、本
省からどうこうということではござ
いせん。三十四年に二度も通牒を出
してその徹底方をはかつていてもな
お足りない、そうして、そうした現場
調査なんかしないから、つい安易に流
れて違反建築ができるということにな
ると思ふんですよ。だからもう三十四
年以後の確認申請なんというものは
すますふえておると思ふ。規模も大
きくなつておると思ふ。先般参議院の
委員会の各委員の良識によつて、確認
手数料というものを値上げしたんです
よ、逆に。それがやはりよかつたとい
うことを住宅局長も言つておるけれど
も、何ならもっと上げようじゃない
ですか、三十億、五十億程度のものは
今まで確認手数料二万円だけれども、
十万円ぐらゐにしようじゃないか、五十
億以上の仕事をやる人たちがたくさん
手数料をもらつておる人たちがたくさん
やつて、そうして不正を起させない
ように国民を指導するのが法の執行の
役目なんです。もうこれは参議院の建
設委員の良識がそこまでするんです
から、今度おそらくあなたの方で五
十億以上の申請に対しては十万円、こ
う持つてくれば、これは参議院の建設
委員は全部喜んでやいますよ、だれも
五十億以上の事業に関係してゐる方
はないから大丈夫です。そういうところ

に十分さがあるのです。建設大臣は
そういう点については今後どう指導を
していくのか、そうしてそういう弱い
通牒じゃなくて、そういう罰則規定な
り、善良な第三者、ことに建設工事の
下請者、あるいは職人という者は全部
日雇いの賃金労働者なんです。こうい
うものにはまだ累が及ばないというや
うな形をとるためには、やはり正しい行
政をしなければならぬ、そのためには
防犯ということの方が先行するのだと
いうことです。そういう犯罪をなくす
というのを先行するのだというこ
とです。それにはまず十分な行政機
関の機構を整備しなければならぬ、
ただ機動力といつたところが、幾ら住
宅局長、機動力、機動力と言つても
も、あれは仕事をやるのは屋なんです
す。ジープに乗る方が自動車に乗る
方が早いんです。東京なんか歩
く方が早い。機動力を使う方がおくれ
るのです。機動力というのは不要で
す。おくれるためにジープに乗る、お
くれるために自動車に乗るということ
になつちゃう。東京都なら、たとえば
市内の築地の現場に行くと言つた
これは歩いての方が早いです。自転車
で行つた方が早いです。だからそん
なもんじゃ一番申請の多い、工事の多
い既成市街地における監督はできない
わけなんです。監督というか、現場の調査
方法でいくという答弁をしてもいい
い、そうして、第一の問題はあとで申
し上げるように、自分の方はこの法律
でもって、防犯的という立場でもつ
て、人員を完全に充足させるというこ
と、一つこれをまず御答弁いただきたい
と思ふのです。

いと思ふのです。

○国務大臣(中村梅吉君) 今住宅局長から御説明申し上げましたように、過去二回にわたって通達等はいたしてはいるようでございますが、さらにこれは手数料の問題等もあるようでございます。この点につきましては一つ検討いたしまして、とにかく各地方行政機関がそれらの人員を充足し、法律的確な運用ができるように、一つわれわれとしましては最善を尽くして努力したいと思っております。

○田中一君 第二の問題は、どの程度の現場の従事者に対して、この相手方として取り扱うという点、だれも現場におられないで、それを臨時のニコソというかな、職業安定所から一日連れてきたような、非常に軽易な仕事しかしていない者もおるわけですね。けれども監督官の方はわからん、何者が何者か、それに向かつて強い態度で臨む、そういうことであればならぬと思うんですよ。それで計画的に違反建築を行なうて——これはきのうも、おとも住宅局長といろいろ個人的に話してしまつて逃げるという悪質な者がいるんですよ。これは詐欺でも何でもいんだ。ただ建築基準法違反、そういうことにとどまる。これは罰金なんか払つたてで何でもない。建築率の足りないところへがばつと大きなものを建てて、そうして逃げてしまえば、建築主がかつてしまえば、それに対する取りこわしの問題は、これは容易なことじゃないです。そうすると、結局善良な者がひどい目に会うということになるわけですね。私は、場合によつたら、各都道府県に命じて不良建築業者のリストを作らせたらどうか。仕事がい

まづいということじゃないのですよ。あえて法を侵そうという計画のもとにやっているものは出すべきですよ。私はこれは記憶にあるんですが、昭和の初め警視庁時代に、警視庁で違反建築の軽微なものは別に、悪質な違反建築を行なつた設計業者、それから建築業者のリストを新聞で発表したことがあります。そこへは頼まないように。私はそのくらいにしていきたいと思います。私には、むしろ社会悪を醸成する者に対しては、社会的な制裁という言葉は非常に強いけれども、国民に知らしめるというところをしてもいいと思うんです。どうも最近、建築行政くらいなまぬるい、どうもならないものはないですよ。それは、建築基準法そのものが、建築物とか建築、これの基準というものを規定している。これは社会との関連性というものは、あまり中心に見ておられないのです。今度の建築基準法は、これになる前の市街地建築物法は、これは市街地建築物法としての社会性というものをうたつてあるけれども、私は、今日の建築基準法というものは、アメリカ式な大ビルディングを中心としたところから出発する法体系だと思つた。これは不十分です。ことに日本のような既成市街地、幕末以来の、明治以来の市街地というものが、自然発生的に膨張した当時におけるこの建築基準法というものは、建築業者への法律というものは、こういう形のものでは不十分です。根本的にこの建築基準法の立て方を変えなければ、国民生活にマッチしたものにしない。技術的な違反だけがつかまるといふことになっていくわけなんです。こういう点について、どの程度までそう

いうものが影響するかという点を、これは一つ具体的な例でやつてほしい。私は下請でございます、私は親方に頼まれてやつたのでわかりませんが、親方はだんだん、親方は、下請から言われてやつたんです、こういって、お前も共犯者だぞということでもってやられちゃかぬわけですよ。またそうした末端の軽労働をやる者を抱き込んでやる悪質な業者もいるわけですよ。計画的な者もいるわけですよ。あえて違反を侵すやつもいるわけですよ。しかしそれだからといってそういう者をつかまえて、絞め上げて共犯だということではこれはならぬと思つた。その点をどういう運用をするか。またそういう行き過ぎに對しては、行き過ぎはないとはいえないです、その場合に、建設大臣として、どういう工合に指導していくかという事です。これは非常に危険で、そういう点の、今申し上げたような全面的な指導運営について見解を伺いたいのです。そうして、これは現場の単なる従業員なんですからだれでもいいわけですよ。それでこれは罰則がなければいけません。罰則がなければ注意を与える、帰つたら親方にそう言つておけ、親方には、元請のところへ行つてそう言つておけということになれば済むだけども、こういう罰則を適用するということになりますと共犯ということになる。それは荒つぽいやつが多いですから、何言つてやがんでえというのでござりまする。持つてかかってくる、監督官に向つてハンマーを持つてかかってくるかも知れない、短気な連中が多いのですからね。一つそれを具体的に議事録に残した方がいいと思つた。なるべく詳細に、こういう

措置をとります、いろんなケース、ケースで、こういう場合はこうする、こういう場合はあしきと云つて議事録に残しておいて下さい。法律を作るあなただつて建築部長をしたことがあるじゃないですか、実態を知っているはずだよ。法律ばかり扱っているわけじゃない。具体的にこういう場合にはこうする、ああいう場合にはあつたとか、この法律の場合には適用範囲はこうしますというように、職人が安心して現場にかかれるような措置をやはり考えなくちゃいかぬです。罰則がなければかまいませんよ。はつきりと共犯としての罰則があるんだから共犯ですよ。これはだれもかれも現場にいた者が、一々共犯と思つたのじゃない、悪質な例を言っているのです。悪質な現場に善良な者が行かないとは限らないのですよ。そういうふう具体的にやつて下さい。住宅局長は指導課長も全部知つていらっしゃるから……。

○政府委員(神田治君) 第九条第十項の改正につきまして、その適用の関係あるいは運用の方針ということについて、もっと具体的にはつきり説明をせよという事でござりますが、三十四年の改正によりまして、この九条の十項という規定が入つたわけでございますが、これは非常にしぼられた場合でございまして、一つは、法令の規定に違反することが明らかな工事中の建築物というものが一つ。それから緊急に必要があるとき、こういう場合に従来の規定でござりますと予備通知でござりますとか、あるいは通知を受けた者が公開による聴聞会等を要求すれば、それらの聴聞会等の手続も経なければならぬわけでございますが、そういうことをいたしてござりますと工事の進捗してしまつたわけでございます。それで工事の施工停止の命令を、今申しましたような予備通知とか公開聴聞とかいうようなことをせずに、さつそくとめられるようにということで三十四年に改正をいたしたわけでございます。で、この場合の工事の停止命令を受けると、この場合の工事の停止命令を受けると相手でございますが、建築物の建築主または当該工事の請負人、これは請負工事の下請人を含むということになつております。それから現場の工事監督者、これらの者に対して、急いで工事をとめるということが、二、三の複雑な手続をしないで命令ができるようにというように改正をいたしたわけでございますが、今回追加いたしましたわけは、この場合におきましても、今、命令を渡そうという相手が現場にいないというときに、工事に従事しておる者に対して作業の停止を命ずることができるようになつたわけでございます。

そこで、法令の規定に違反しておるということが明らかであつて、かつ緊急を要するといふようなところで、二つの要件による場合に押えられるわけでございます。何でもかでも違反の場合に緊急を要するとはいえないわけでございます。たとえて申しますと、道路上に建築物を建築するといふような場合がござります。これは普通の通行に使用されておる道路状態になつておりますと、そのような場合は当然少ないわけでございますけれども、区画整理の道路でござりますとか、あるいは買収の終わった計画道路というよう

ものはまだ舗装が不十分でございまして、一応なわ、あるいはくいだけで境界を明示しておるといふような場合がございます。そういうところへ不法に建物を建築するといふような場合、こういうのは急いでとめないと、完成してからではなかなか……、除却処分もできませんけれども、非常にまた費用も莫大になるわけでございます。

それから御承知のように、建築基準法は國民の生命、財産、健康を保護する、あわせて公共の福祉を増進する、こうなっておるわけでございますが、たとえば配筋工事、鉄筋工事等につきましてコンクリートを打ち出しておる。見ましたところが鉄筋がろくろく

入っていない。これは打ち上げてしまえばあと、はつてまた鉄筋を入れ直す。莫大な、法の規定に合わせるためにいろいろな手直しをするのが非常な経費を要することになるわけであります。そこで、鉄筋が不十分であるのにコンクリートを打つておるといような場合にもすぐとめられるようにと、

こういうようなことでございまして、まあ具体的な例と申しますいろいろなたくさんございますけれども、たとえば基礎工事のような場合で、非常に危険であるというような基礎工事が行なわれる場合がございますし、また擁壁を設置しているけれども、すぐさまこれがくずれて災害が起こることが予想されるというような場合もございま

す。また防火地域の中であるいは準防火地域の中で、木造の建物の三階建を建築しておるといような場合も、当然これは規定上許されないものでございますので、これも工事を急に差しとめなければならぬといようなことで

でございます。大体そういうように非常に差し迫って工事の進捗を押さえる必要がある、という場合だけに限って行なうわけでございます。その場合におきましても建築主、請負人あるいは下請人、また現場の監督者というようなものに第一義的に命令を出すわけでございますが、たまたまそういう受け取る相手がいない場合に、そうかといってみすみす鉄筋が不十分であるにもかかわらず、コンクリートを打つのを看過するというようなこともかえって国全体としては非常な損害にもなると思っておりますので、そういうような場合に作業者、従事員に対しましては作業をとめる、こういうわけでございます。

また、お尋ねの趣旨に、善良な従事者が、請負人あるいは建築主の責任で、当然実施されなければならない正規の構造法等につきまして、労働者として何も知らずに従事しておったものが、やたらにその方の側だけから工事の規制というものが強行される、という危険があるのではないかということ

でございますけれども、その点につきまして、われわれもそういった不当に工事従事者というものが圧迫されないように、十分この運用につきまして特定行政庁にも通牒等によりまして指導して参りたいと思っております。

○田中一君　基準法の違反でその違反者を捜査してつかまえた例はありますか。

○政府委員（稗田治君） 昨年の暮れからでございますが、次官名をもちまして建築物の防災指導ということで通達を出してございます。これは目的からいいますと防災指導ということをとってやるわけでございますが、要す

るに、大いに法律を守ってほしいという運動でございますが、そこで年二回この防災週間を今後定期的に設けるということで、そういう催しのルールを定めたわけでございます。その際、警察庁の方にも建設省といたしまして連絡をとりまして、先ほど先生がお述べになりましたような非常に悪質な業者と申しますか、建築主と申しますか、申しにくいわけでございますけれども、不法建築物を建ててすぐ売却して逃げてしまうというような者がございますので、なかなかこれは基準法の担当者としての権限ではその捜査が困難でございますので、警察庁の方にお願いをいたしまして、警察庁の方で相当

それらの点につきまして御協力を願っておるわけでございます。それによりまして、はっきりつかまえられたと申しますか、そういう例につきましてはまだ私、詳細にわからないわけでございますが、警察庁が全面的に捜査方面は協力していただくようになっておるわけでございます。

○田中一君 私はこうした取り締まりを強化する、不正建築をなくするため
の施策に対しては決して反対じゃない
のです。当然すべきだと思うのです。
しかし、いたずらに何にも知らない人
を脅さなければならぬというようなこ
と、それから基準法、これはおそらく
住宅局長にしても指導課長にしても建
築屋なんだ、建築行政を長い間やって

いるのだから、このままではいかぬ
 じゃないかという気持ちが多分にあるの
 じゃないかと思うんですよ。これは十
 分に一つ検討して下さい。ただあなた
 方の先輩であり先生方であるところ
 の、もう七十くらいの方々が、

やっぱり自分がかつて使用したところの
高さの制限なんというのと、これはも
うそれに固執しちやうてどうにもなら
ないのですね。たとえば一つ日本にこ
ういう地震があつたじゃないか、また
あるのじゃなからうかということにな
ると、どこまでもそうしたものを中心
にものを考えている。異常な発展を遂
げているところの世代というものを考
えずして、考える余地がないくらいに
こちこちになつて、私は建築行政、こ
とに建築技術というものに對する行政
を制約しているのじゃないかという氣
がするのです。まあ學者の名前はあえ
てあげませんけれども、そういう点に
ついてもやはり國民のための法律なん

だから、その点は十分に今後どうするかという問題については、日常住宅局長考えてほしい。そうしてさっきの大臣の答弁がありましたから、何ももう言いませんけれども、単なる建築行政でなくして、要するに、都市行政というものにまで発展した考え方をもっているにまで、こう思うわけです。私はいただきたい、こう思うわけです。私は

これで質問をやめます。

○木下友敬君 一つだけお尋ねしたいのですが、別表の第二に「原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルをこえるもの」と、下にカッコして、「(日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルをこえない自動車修理工場)」と書いてありますが、この自動車

工場と書いてありますが、この自動車工場を商業地域内に制限を緩和された理由を説明して下さい。私はむしろこれは制限すべきだと思っておるのが緩和されたので、げせないところがあるから説明していただきたい。

○政府委員(辨田治君) 最近の自動車交通の発達にかんがみまして、自動車の修理工場でございますが、これはやはり交通の要所々に相当の数が分布されることが必要だと考えておるわけでありまして。そこで、従来商業地域におきましては、作業場の床面積が百五十平方メートルということで押えられておったわけでございます。ところが、この道路運送、車両法、運輸省の所管でございますして、自動車の修理工場につきましては適正な規模ということも奨励しておるわけであります。それは路面駐車をして修理をしないように、屋内で全部作業をするように、こういうような観点から五、六台程度自動車

を収容して修理のできるというのを最低基準にいたしておるわけであります。そこで今回面積を三百平方メートルといたしました理由は、今の自動車有五、六台入るといふ道路運送車両法の運用の基準に合わせたわけであります。

が、ここで商業地域に建築させようという自動車の修理工場にききました。これはほとんど部品の取りかえをする自動車の修理工場でございます。そういう修理工場と販売店と一緒に、そういうのが多いわけでありまして、かなりサービス業的な色彩もあるわけでありまして、そういうような観点から、相当市街地に、自

動車交通の発達にかんがみまして、分
布が必要でありますけれども、住居地
域までそういうものが建設されるとい
うのもこれでもまずいのではないかと
いうことで、商業地域にそういうもの
が分布されるといふことを考えたつな

あります。

なお自動車の修理工場にはかのつまり公害を発生するような業態がつけ加わるものがございます。たとえばアセチレンガスをもちまして金属の工作をするとか、引火性の溶剤を用いまして塗料を加えて乾燥または焼つけをする。また〇・七五キロワットをこえます原動機を使って塗料の吹つけをする。また三台以上の研摩機によりまして、金属の乾燥研摩を原動機をもって行なうというような業態につきましてはこれは商業地域に全部許されていいわけでありまして、従って自動車の修理工場におきまして、部品の取りかえ程度の自動車の修理工場が、三百平方メートルまでは許される、こういうことになっておりまして、近所が迷惑する、あるいは災害の発生のおそれが多いというような修理工場につきましては、従来通り今申し上げたような業態が付加されるものにつきまして、建築できないということになっておるわけでありまして。

ルの作業場の床面積をもつ工場等につきましては、建築できるという作業場の床面積からの制限ということで、一応そういうふうなきまつておたわけでございます。準工業地域になりますと、今度は作業場の床面積には全然関係なくなりまして、作業の業態だけで準工業地域に建てられないで工業地域だけに建てられるという業態が、この用途地域できまつておたわけでございます。そういうように、一般に商業地域におきましては、作業場の床面積は百五十平方メートルまでということできまつておたわけでございます。これはなぜそれと百五十平方メートルとか、五十平方メートルというところになったかと申しますと、建築基準法以前に市街地建築物法というのがございまして、そのときには馬力の制限で押さえておたわけでございます。住居地域内は三馬力というように、商業地域は——ちよつと馬力は以前のことで忘れましてけれども、馬力数で押さえておたわけでございます。ところがいろいろ進歩して参りましたので、作業場の中に馬力数だけで押さえるというよりも、周囲の環境に影響があるというの、工場自体の規模ではないか、規模で押さえるということであれば、床面積で押さえるのが至当である。そこで床面積の、今の五十平方メートルあるいは百五十平方メートルといふのは、当時の普通の工場での馬力数に対応する床面積ということで、こういった床面積を定めたものでございます。

〇木下友敬君 以前百五十平方メートルで規制した、その理由はなんですか。

〇政府委員(神田治君) この都市計画の施設としまして、建築基準法による用途、地域があるわけでありまして、住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域四つの段階に分かれておるわけでありまして。そこで住居地域におきましては、作業場の床面積が五十平方メートル、坪数にしますと十五坪でございますか、そういうものまでは住居地域にはできることになっておるわけでございます。そこで商業地域におきましては、その三倍の百五十平方メートル

はり商業地とか住宅地にそういう工場があれば、いろいろの今のアセチレンガスとかそういうものの直接の害だけでなくして、たとえば騒音を発生するとか、また塵埃を巻き起こすとか、そういうようなことも意味されて、健康上の問題、環境上の問題などで百五十平方メートルという制限をしたのだらうと思う。それを今度三百にゆるめていく、以前は百五十で規制しておつたものを三百にゆるめるという理由としては、非常に交通が激しくなつてきて、そういう工場が分布されていた方がよいという見解だ。そうして六台ぐらいは一度にやれるのがよいという見解ですが、その六台ぐらいという方、ほんとうは百五十、もつと百でも規制したいということに勝つたわけなんです。今の時代の要求が、人間の健康という意味のために百五十という規制があつたわけ。健康その他のことで百五十という規制があつたのを三百にするというのは、そういう規制をした昔の理由というよりも、今の現代の要求の方が非常に打ち勝つてきた、こう解釈しなければしょうがないでしょう。商業地域内にはほんとうは百五十でも広過ぎるという考えもあるわけ。それを三百までゆるめていくというからは、人間の健康とかあるいは商業都市の形態とかいうことよりも、今の要求が、自動車の修理をしなればならぬという要求の方が打ち勝つたというわけなんです。

〇政府委員(神田治君) 従来百五十平方メートルに押さえておりましたのは、面積で押さえておりました分につきましては騒音とかあるいは悪臭とか、あるいは火災が起り易いという要件は入っていないわけ。できるだけその商業的な用途で、全体を商業的に発展させようという地域性の目的から規模を制限しておたわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、単なる部品の取りかえ程度の工場でございますが、これは自動車の販売店と一緒にござつておりまして、自動車のアフターケアといったような形で現在行なわれておるわけでございます。従いまして、自動車の販売店等はやはり商業地域に多いわけでございます。あなたがた自動車の交通が非常に発達して参つておまして、そういう部品を取りかえ等につきまして、一々工業地域まで行かなければという修理工場がないというの、今日の自動車交通の実情から申しまして合つていないのじゃないか、というふうな観点から今回ゆるめたわけでございます。

百にされるためには、百五十では非常に不便だ、時勢に合わないということのデータがあるだらうと思う。たとえば東京都内の現状からいっても、百五十を三百に緩和しなければならぬという要請のために、何かそういうふうな現実がちゃんと一目瞭然とわかるように、これではいけないというふうなりつぱなデータはございますか。あるならば東京においては百五十あるものは百五十以上で現在見のがされておるものがあるだらうと思う、実際は。そういう見のがされておるものを見ながら、法律できちつと三百まで許した方がよいという見方も入つてくるかもしれないから、そういうデータがあつて、何町にはどのくらいの工場がどうであるということがあつたらう。それは資料でもらいたいと思ふ。というのは私は実際自分自身困つておる、近くに自動車の修理工場があつて、そういうものはほんとうはどこかに持つていってほしいと思つておるくらいなのに。商業地域内にこういうものを広げていくという行き方にはどうも賛成できないから、その要請が非常に痛切な要請であるかどうかというのを知りたいのと、現状ではいけないという理由をもつと的確に知りたいために、そういう資料があれば、今東京都ではこれほど困つておるということがあつたらうを知りたい。

それからもう一つは、部品の取りかえ程度のものだと言われるが、実際はそうではないと思ふ。それ以上のことをしておる所も私は百五十以下の所でたくさんあるだらうと思ふ。そういうことを一つ詳しく話して下さい。

〇木下友敬君 わざわざ今百五十を三

○政府委員(神田治君) 今の最後のお尋ねでございますが、百五十平方メートル以下で、回りに騒音なりあるいは引火性の溶剤を使わないということには何ら保証がないわけでございます。基準法の方ではたとえばそれが五十平方メートルの作業場でございます。先ほど申し上げましたような騒音を発するとか、火災の危険がある、悪臭を発するとか、それはその項目で規制を受けてまして、それはその項目で規制を受けてまして建てられないことになってしまふわけでございます。百五十平方メートルの床面積というものは床面積だけの制限でございまして、業態が悪いものは初めから建てられないわけでございます。今度もそれは緩和いたしていいわけでございます。

それから現在の状況でございますが、御承知のように、建築基準法の用途地域でございますが、元の市街地建築物法の用途地域を受けてきたものでございすけれども、戦争中に全部用途地域等の規制というものが停止されたわけでございます。戦後に建築基準法が施行になりましたから、ようやく復活いたしてきていたわけでございます。従いまして、その間にいろいろの工場が住居地域、商業地域等にも、戦争中の空白の間に建ったわけでございます。それが用途変更等がございまして、自動車の修理工場になっておるものもございす。御承知のように、建築基準法は地域の制度がございまして、法律が施行になるとその次元におきまして、以前には遡及しないことになっておるわけでございます。従いまして、現在住居地域あるいは商業地域等に、あるいはこの制限よりも規模の大きいもの

もあるかと思いますが、それは不適格な工場としまして、法律の制限は受けられないわけでございますが、今後の増築とかそういうことにつきましてある程度の制限を受ける、こういうことになっておるわけでございます。それから今回、道路運送車両法等で適正な規模の自動車修理工場にいたしたいということ、一つは道路交通法等の路上の駐車場の禁止というふうなことからみあつて、従来商業地域等におきまして作られておりました自動車修理工場が、作業場の面積が少ないうのが相当多いわけでございます。そこで、道路交通法等の関係もございすので、運輸省といたしましては、路面駐車場で修理をするというふうなことをなくし、適正な規模の修理工場にいたしたい、そういうふうな道路交通関係のことも伴つておるわけでございます。従いまして、これは運輸当局から今日そういう路面駐車をやめさせたいと思つても、基準法の制約で増築ができなくなつておるというふうなことから、相当強く要望もあつたものでございす。

なお、自動車修理工場の分布状況につきましては、東京都の一覧表ができておりますので、先生のお手もとにお届けいたします。○木下友敬君 先生のお手もとでないで、資料として出していただきたい。

そういう、これを緩和しなければならぬような非常に不自由な状態にあるということ認識するために、百五十を三百にしなければならぬ、私はこれはほんとうに路面上に駐車している

というのは苦々しいと思つて、やめてもらいたいという気はあるのですよ。しかし、商業地域内で自動車修理の工場を許す、三百に広げるといふことは、これはもう私自身の経験からいって困つておるわけですし、これは板金の作業も入りますか、かんかん板の金を叩いてそうしてフエンドーの修理をするとか、あの高い音を出すのは、これは三馬力とか何とかいうことで規制されておる、あれは相当騒音がひどい。あれを商業地帯でやはりやらせていくという考えですか。私はあのタタシの会社で、あれはスチーム・クリーナーといふんですかね、電気で蒸気を起こしてそして自動車を洗つておる。あの音でさえ、これが住宅地であると非常に困つておる。ところが商業地帯だから人間は寝ていないんじゃないかと、商業地帯というものは商売をするけれどもそこが住宅にもなつておる。そういうところで大きな騒音の出るというふうなことを今より緩和して許していくということは、どうもおもしろくないと思つてから私こう言つてゐるんだが、その点をもう少し一つ説明してもらいたい。

○政府委員(神田治君) この地域性の用途の制限でございすけれども、やはりある均衡というものがあつたわけでございます。そこでただいま手動によりまして、板金と申しますか、金を延ばすという作業でございす。これは自動車修理工場でなくとも、現在商業地帯では禁止されてない作業になつておるわけでございます。住居地域では禁止になるわけでございますけれども、商業地帯でははかの工場

もそれは許されておる作業になつておるわけでございます。従いまして、自動車修理工場の場合だけそれを制約するといふわけにもいかなないわけでございます。要するに、この路面駐車場で現在相当交通に支障を与えたような形で、自動車修理工場が商業地域内にございすのを、家の中で作業して交通を円滑にするといふことの要請からそのようになつたわけでございます。今後まあ自動車交通はますます発達して参ると思つてございすけれども、まあ自動車のそういったアフターケアと申しますか、部品の取りかえといったような修理工場につきましては、かなりの数が必要ではないかといふことは予想されるわけでございます。どれだけの必要かどうかという予想の数字等につきましては、現在われわれとしては持つていないわけでございますが、なお運輸当局やなんかとも、今後の運用につきましては十分打ち合わせをして参りたいと思ひます。

○委員(長(相浦康蔵君) 速記をつけて下さい。はかに御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認め、討論を省略して、これより直ちに本案の採決を行ないたいと存じますが、さう取り計らうことに御異議ございせんですか。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。建築基準法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。○賛成者挙手) 全会一致でこ

は逆行だと思つてゐる。先ほど言ひましたように、事実私自体困つておる、ほんとに、がんがんとやられて。板金の仕事なんかははかの工業でも制限されてないから自動車の場合だけを制限するわけにはいかなない、というあなたのお話もわかるけれども、むしろ自動車の工場の方からでも、進んでそういうものはさせないようになつて、一部分からでもそういうおかしなことは取り除いていくというふうに進んでいつてもいいと思ひます。今までの御説明では私はどうもこの百五十を三百にゆるめたということには賛成できません。

○委員(長(相浦康蔵君) 速記をつけて下さい。はかに御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認め、討論を省略して、これより直ちに本案の採決を行ないたいと存じますが、さう取り計らうことに御異議ございせんですか。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。建築基準法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。○賛成者挙手) 全会一致でこ

○委員(長(相浦康蔵君) 速記をつけて下さい。はかに御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認め、討論を省略して、これより直ちに本案の採決を行ないたいと存じますが、さう取り計らうことに御異議ございせんですか。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。建築基準法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。○賛成者挙手) 全会一致でこ

○委員(長(相浦康蔵君) 速記をつけて下さい。はかに御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認め、討論を省略して、これより直ちに本案の採決を行ないたいと存じますが、さう取り計らうことに御異議ございせんですか。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。建築基準法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。○賛成者挙手) 全会一致でこ

○委員(長(相浦康蔵君) 速記をつけて下さい。はかに御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認め、討論を省略して、これより直ちに本案の採決を行ないたいと存じますが、さう取り計らうことに御異議ございせんですか。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。建築基準法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。○賛成者挙手) 全会一致でこ

○委員(長(相浦康蔵君) 速記をつけて下さい。はかに御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認め、討論を省略して、これより直ちに本案の採決を行ないたいと存じますが、さう取り計らうことに御異議ございせんですか。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。建築基準法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。○賛成者挙手) 全会一致でこ

○委員(長(相浦康蔵君) 速記をつけて下さい。はかに御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認め、討論を省略して、これより直ちに本案の採決を行ないたいと存じますが、さう取り計らうことに御異議ございせんですか。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。建築基準法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。○賛成者挙手) 全会一致でこ

○委員(長(相浦康蔵君) 速記をつけて下さい。はかに御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認め、討論を省略して、これより直ちに本案の採決を行ないたいと存じますが、さう取り計らうことに御異議ございせんですか。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。建築基準法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。○賛成者挙手) 全会一致でこ

○委員(長(相浦康蔵君) 速記をつけて下さい。はかに御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認め、討論を省略して、これより直ちに本案の採決を行ないたいと存じますが、さう取り計らうことに御異議ございせんですか。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。建築基準法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。○賛成者挙手) 全会一致でこ

○委員(長(相浦康蔵君) 速記をつけて下さい。はかに御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認め、討論を省略して、これより直ちに本案の採決を行ないたいと存じますが、さう取り計らうことに御異議ございせんですか。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。○委員(長(相浦康蔵君) 御異議ないと思ひます。建築基準法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。○賛成者挙手) 全会一致でこ

ございます。よって本案は、全会一致を
もって可決すべきものと決定いたしました。
なお、本案の審査報告書につきまし
ては、委員長に御一任願います。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 次に測量法の
一部を改正する法律案を議題といたし
ます。前回までに説明を聴取しており
ますので、これより質疑を行ないま
す。御質疑の方は順次御発言下さい。
なお、政府側から、官房長のほかに
国土地理院の富岡総務部長、武田企画
監査室長が出席いたしております。
ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記つくて。

じゃ、御質疑の方は順次御発言下さ
い。

○田上松衛君 条項について若干お聞
きたいのですが、その前に、だいた
いの測量法は条項の並べ方といひま
すか、あるいは法律はこんなものか
もしれませんけれども、特に感じるこ
とは、一般国民の立場から、どうもこ
の並べ方をおもしろくないのです。ま
るで、口をきわめて言うならば何かし
ら思いつき、考えつきのものを拾つて
あそこぶち込んだ感じが非常に強い
わけです。私どものわかりやすくして
もらいたい点は、これはまあ国民の立場
からですが、たとえば測量業者とい
うのはどういふ資格を持つものでな
ければならぬかというようなことをき
め、測量業者はどういうような権限を
持つて、あるいはどうしたときに義務
かというものをしよされるものである
かというのを知り、さらには注文
いたします者の立場をいろいろ擁護、保

護することのために、これこれのこと
をしなければならぬというようにな
ることをきめて、そうして最後に、国はこ
れらについてどうしたまふ国民の立場
を考へての、何か立場の保護をする、
たとえば具体的にいうならば、こうい
うことをやつた場合にはこういふ罰則
があるとか、注文者の場合には、こう
いふ場合にはこういふようなことの道
を開いて上げようというやうなことが
並べられて、初めてしつくりわかつて
くるのですよ。ところが、まるで、と
ころどころにちよびちよびと思いつい
たやうなことが書かれてあるというや
うなことがたくさんあるわけです。と
ころが、これは今言つたつて始まらな
いから、これは今後いろいろ改正され
るやうな機会があつた場合には、大臣
の方ではこの点について十分考慮を払
つていただいて、国民がわかるやうなこ
とに、わかりやすい方向にすね、条
項を並べるやうにしたい、こうい
うことをこの機会に特に希望しておき
たいと思つたのです。私がいろいろ法
律を比べてみまして、この測量法はど
うなことに何かしら、特に痛感するこ
とは、注文者の立場についてである。こ
ろどころに言いわけみたいな程度に何
か色目を使つたやうな程度にやつて、
魂の抜けた条文がたくさん見られる、
これは思ひつきである、考えつきであ
る、こういうことをするのは、私ども
という感じが強くします。私どもは
これに對していろいろ説明し、納得
させる方法についてもどうも引つくり
返し引つくり返し、ページをあそこを
探し、こつちを探ししなければならな
いというやうな工合になつてくるの
で、この点をこの機会にお願いをして

おきたいと思ひます。

以下きわめて簡潔に質問しておきた
いと思つたのでありますが、御答弁の便
宜に資するために、条項を追つてた
した方がよいと思つたのです。第五十五
条の四の定め、登録手数料を納めな
ければならぬことになるわけですが、こ
れは政令にゆだねるわけでしょうか、
ども、これは手数料はどのくらいです
か。

○政府委員(鬼丸勝之君) 登録手数料
は三千円程度にしたいと考えてお
ります。

○田上松衛君 五十五條の六に進みま
して、建設大臣が登録を拒否する場合
があるわけですが、この場合すでに納め
たところの登録手数料の三千円といふ
ものはこれは返されることになるので
すか、払ひっぱなしになるのですか、
どうなるのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) これは登録
の審査の事務に要する経費に充当され
るものでございまして、拒否されま
しても返還いたしません。

○田上松衛君 五十五條の十一、測量
業者が登録をいゆる消滅された場合
には非常ないろいろなことがあるわけ
です。が、この場合に消滅された測量
業者が、あるいはみづからだけでなく
してあとの継承人にも及ぶ問題ですけ
れども、それが注文者に消滅されたこ
とを通知する場合においては、登録が
消滅される以前に締結された請負契約
については、測量を引き續いて実施す
ることができると。こういう工合にな
るわけなんですか。この場合にあまり
にも注文者の立場を考慮してないとい
ふではないか。わかりやすくその二項
にも触れられけれども、注文者が契約

を解除するといふ場合は、測量業者の
登録の解除の通知を受けた日、または
登録が消滅されたことを知つてから三
十日以内に限り、その測量の請負契
約を解除することができただけであり
まして、要するに結論からいいます
と、ついでこれを知らなかつたといふ場
合には、どんどん取り消された測量業
者あるいはその継承者から測量され
てしまふことになるわけですが、このこ
とはあまり注文者に対しての考慮がな
さ過ぎるのじゃないか、こう考えま
す、その点について御見解をいただき
たいと思ひます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 第五十五
條の十一の測量業者が登録を消滅され
た場合における測量上の措置でござい
ますが、これはいろいろ考えました結
果、こういう案になつております。こ
れは、私どもとしては、第一義的に
は注文者の立場を十分考へてやらな
ければならぬといふことを念頭に置き
まして考慮いたしましたのでございま
す。従ひまして第一項の規定の消滅され
前に締結された契約による分に限
つて、消滅された業者あるいはその一
般承継人は引き續いてやらせるといふこ
とにいたしましたのは、せつかく注文
業者がすでに契約をしておるといふもの
を、消滅された業者でありまして、
必ずしもそれが不適格のやうに消滅さ
れた場合とはいへませんので、まあ
たとえば前条にございまして、かり
に登録の有効期間が過ぎてしまつた
といふやうな場合その他、実質的な業者
としての能力上不適格の場合だけの消
滅ではございせんから、実際の契約
をしたときには能力も相当であるとみて
注文者は契約しておるわけではござい

す。そこでそういうものは引き続き
やらせた方が注文者にとつても便利で
はないかといふことで、第一項の規定
を置きまして、ただし注文業者が登
録を取り消された、悪いことをして取
り消されて消滅されたといふやうな業
者に対しては、もうやらせたくない
といふやうな場合には、さらに注文者の
立場を十分考慮していくといふこと
で、二項の規定を設けたのでございま
す。従ひまして、通常は注文業者の方
では登録の消滅を知つた場合が普通
でございまして、で、知つたときから
三十日以内あるいはうっかりして消滅を
知らなくとも、通知を受ければ三十日
以内に契約を解除すれば、注文者の立
場は十分救われるのではないかと
ふうに考えたわけではございませ
ん、これをあまり長く放置しておきま
す、消滅された業者がどんどんやつて
しまふ。やつてしまつた結果、注文
業者の方でも逆に困るやうなこともな
りますから、三十日以内といふこと
の規定を設けたやうな次第でござい
ます。

○田上松衛君 私が冒頭申し上げたよ
うに、思ひつき、考えつき、はつたり
とかが並べられてあるといふのは、ま
さに今のやうなことをさして申し上げ
ておるわけなんです。今官房長が言
われたのは、この面では一応注文者の立
場に立つて考慮を払つたかのように聞
こえる。あと指摘しますが、あとに
なつてくると次にそのことがだめに
なつてしまふことにとられてしまふわ
けなんです。その前例として申し上げ
ましよう。第五十五條の十二の規定で
は、建設大臣は、登録業者、登録簿等
の閲覧を公衆にさせなければならぬこ

とが義務づけられております。そこで、その方法はもちろん政令で定めることですが、どういう方法によってこれをさせるか、具体的な方法をお伺いしたい。御答弁が私の質問いたしましたる条項に沿っていただきたいことのために、例を申し上げますけれども、他の場合のことをいろいろ考えてみるんですよ、たとえば不動産の公売ないし競売、あるいは裁判所の差し押え、こういうような場合がたぶんあります。こういうことを公衆の閲覧に供するということになるわけですが、これらの実例を考えてみますと、役所の一方所あるいは裁判所の一方所、しかも網を張ってまっ黒けになったようなガラス窓の中であって、こんなものを公衆の閲覧だといわれてはおるのですが、みんな知らないですよ、それを。もっとわかりやすく言うならば、すでに競売に付されたような物件を、とんでもないところの一角にただぽつと掲げてあるだけで、公示したのだという立場をとっておくことのために、知らない善良な市民がとんでもない問題にひっかかるというおそれがたくさんあるわけです。これは実例で申し上げます。私はもういやになるほど、三十余年間いろいろこういう紛争問題について、実務にタッチしておる立場からこれを申し上げたわけですよ。やはりこれと同じような閲覧の方式をとられるんじゃないことになりまると、あとで申し上げ、あるいはこの前に申し上げたような、注文者の被害というものが非常に大きくなってくるおそれを感じますので、この具体的な公衆閲覧の方法を一つお示し願っておきたいと思う。

○政府委員(鬼丸勝之君) 第五十五条の十二の登録簿等の閲覧に関する問題でございますが、これは建設業法等の例に準じまして、政令におきまして登録簿閲覧所の必要な事項を規定いたしたいと考えております。それで閲覧所につきましましては、大体、国土地理院の出先であります地方測量部というものが全国八カ所ございまして、ここに設けることと、それから都道府県知事の所轄にいたしまして、都道府県庁に設けたいと考えております。で、先生の御指摘のように、登録簿等を一般国民、特に測量業者に仕事を発注するであらう関係方面に、広く随時見てもらえるようにいたしたいと考えておりますが、ただこの測量業者は、今回この法律で規定されるものは、非常に小さな個人の住宅地、宅地の測量でありますとか、小道路の測量等は業としてない業者でございまして、従って注文者は国、地方公共団体、その他の公団、公社等の政府関係機関とか、あるいは電力会社等の大会社でございまして、こういう関係方面には別途、この法律の趣旨内容につきましましては、また十分PRをいたしたいと、かように考えております。

○田上松衛君 条項の中にないことですけれども、この機会にあわせてお伺いしておきたいのですが、今の登録簿あるいは申請書の添付書類等というふうなもの、もちろんその登録申請者並びにこれを監督いたします官庁方面等を対象として、なされることとしようけれども、この場合にむしろ私は、登録を拒否したりあるいはその後業務を取り消したりしたような者に対しまするものを、公衆に知らせること

がいいのじゃないか。法文をずっと見てみますと、これはいずれも登録申請者に対して通知することをもって足りることにしておりますので、その点が非常に不十分だと考えるのですが、これは将来の問題ですが、大きく注文者を擁護する立場から考慮される余地はないかどうか、これは見解をお聞きのだけでいいのです。

○政府委員(鬼丸勝之君) この法案の上におきましては、測量業者が登録を取り消されたような場合には、もちろん大臣から知事には、閲覧の関係もございまして、通知をいたしますことになっております、そのほかまあこれは先生の今おっしゃったように、法律を離れての問題といたしましては、非常にたとえば悪質なことをやられて取り消し処分を受けたという業者につきましましては、まあ測量を大きくやっていると関係方面に、別の機会に知らせるといふようなことを別途検討いたしてみたいと思っております。

○田上松衛君 そこで初めに官房長に、私はさっきの答弁に対して、注文者の立場というものがあまりにも軽視されておるんだ、それを聞きましようとお申し上げたのですが、それに触れておきたいと思うのです。

五十六条の二で申し上げます。元請負人があらかじめ注文者の書面によって承諾を得た場合には、これはその請け負った測量を一括して他人に請け負わすことができる、こういうことになるわけですね、逆にとりまします。そうでしょう。そうしますと、注文者は、元請負人というものを対しては信頼をしていた。それから、次へ渡される人の立場というものは何らの知識

も持っていないけれども、面識もなければそれらの人格を知る方法もないのだけれども、とにかく元請負人を信頼してしまつておつたから、そこで場合によって自分のところでできぬ場合には、私が請けるけれども、ほかの方へこれをまかせ場合があるぞといわれても、それを簡単に、そんな危険を感じないからよろうというのでやっちゃうわけなんです。そこでその中の一つとしてお聞きしますが、文書によって承諾を得た場合というのは、何か証書の取りかわし、あるいは郵便等による内容証明等が必要なんですか。単なるはがきぐらいの程度のもので、文書による承諾というものを解しているのですか。どうなんですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 第五十六条の二の一括下請負の禁止の条項の二項におきまして、「元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合」には、一括下請負をやってもよろしいということになります。これは書面による承諾でございまして、注文者の承諾ということがはっきりいたしておられます。書面の形式等は別に問わないというふうに考えております。ただ後日紛争になりますように、注文者がたとえば自分の氏名を書いた捺印をしておるとか、承諾の意思がはっきり間違いないというものでなければならぬというふうに考えております。

○田上松衛君 あとでもう少しこのことを詳しくお聞きしますけれども、その前にさっきから繰り返して申し上げますように、いろいろなところでいろいろな条文を突きまぜてあるから非常に質問の仕方、従って御答弁を受け

る範囲も妙な合になってしまつて、困るのですけれども、それで途中の問題になりますけれども、五十六条の三の規定、これはどういう場合を想定してされたのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 測量業者以外の者に対する下請負を禁止いたしましたのは、いわゆる測量業が他の事業と違つておる特殊性がございまして、これを測量業として注文者が発注した限りにおいては、測量業者以外の者に下請させるといふことは、技術的に見ても当を得ないということからこの規定を設けたのでございます。

○田上松衛君 測量業者以外の者が測量ができないことは初めからわかつておるのですから、こんなことは縛りつけてあるのですから、それをさらにわざわざ条項を作つて、この中にそれをしなすというふうなことをする、何か別に意味があるんじゃないですか。そういう場合にどういふことがあり得るだろうと想定されたかをお聞きしているわけなんです。そんなことは初めから測量業者はかくかくでという資格を持つてなければいけぬ、これでなければ大臣がこれに対してこういうふうな認可をしないのだ、それ以外の者はできないというところは初めからわかつておることなのに、ことさらにここに五十六条あたりを持つてきて、さらにこれを繰り返して測量業者以外の者に測量してはならないなんというの、これはまるでむだな条項じゃないのかと考えるのですが、何か別個にこういう場合があるというのを想定された意味があるのかどうか、こういうことなんです。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今の点はそ

うむずかしい意味を持っておりませんので、あまり御懸念には及ばないと思ひますが、第五十五条の十四に無登録営業の禁止の規定がございます、測量業を登録を受けないでやっちゃいかぬというふうに規定しております。この規定と照応するものでございまして、測量業者というものは、これは登録を受けたものでございますから、それ以外にもぐりの業者にやらせるおそれがあるということを心配しまして、この規定を明確にする意味で設けたわけでございます。もぐりにやらせないという趣旨で設けたのでございます。

○田上松衛君 いよいよ私、指摘しましたように、どうでもいいような文句がもつともらしく書かれてみたり、ここに並べられている、だんだんこれが深くなってしまうのですよ。五十六条の四について考えてみます。注文者はこの場合には、測量業者に對してその変更を請求することが出来る旨を規定したと、さっき官房長いわれたような前の条項、考えたのだということをごでまた繰り返していつているんですよ。ところがその内容たるや何だ、あらかじめ書面によつて注文者の承諾を得て選定した下請人については、この限りではないと、またここで非常に危険な、全然注文者の立場を救済してないのですよ、ここでは。繰り返すようにですけれども、初めに甲というところの請負業者を信用してかかつてしまふ、だけれども前のときには一括のあれですが、この場合具体的な個々の問題に移つてくると、今度はあらかじめ私がどこかへ旅行することがあるかもしれない、だからその場合には下請にやらせるからというようなことをす

る、どつこい不適當と認めた場合はどういう場合かという、これは前の業者というものがたんでもない業者だ、信用は一応しておつたけれども、あるいはその後において不正な申請によつて資格を取つちまつた男であつたとか、あるいは前科があつたとか、そういうこともあとでばれちゃつて取り消されちゃつた、こういう者がこの場合に当てはまるわけなんです。従つてとんでもない請負業者に頼んじまつたということでしたと、あるいはこの場合は下請業者の場合でしようけれども、下請業者というものはさらにどうもおもしろくない、いかさま者だ、不適當だと考えた。そこでそれは大へんだといふのでその変更を請求するが、しかしどつこい前に書面によつて承諾しちまつておけば、どうにもならぬといふことになつてしまふでしょう、これではまるで一ぺん引つかかちやつたらいやおうなしに進められちまつたといふことになるわけですよ。これについてはどういふ工合に理解すればいいのです。

○政府委員(鬼丸勝之君) 第五十六条の四の規定の本文は、これは一括下請の場合でなくて、下請人が一部下請をした、下請業者が一部下請をしたという場合にむしろ適用される条項でございます。で、そこでただし書で先にも規定がございましたように、注文者があらかじめ承諾をしてきめておる場合には、これは注文者自身にも責任がございしますから、一種の契約上の約定で、はつきりしておる場合には、そこまで変更の請求を認める必要はないではないかといふことで、このただし書きが設けられたのでございますが、こ

の条文全体としましては、非常に注文者の立場も考え、また業者の立場も均衡をとつて考えた親切な規定でございまして、建設業等に比べますと、非常にこれは親切に、また苦心して立案をいたしたものでございますので、その趣旨を御了承いただきたいと思ひます。

○田上松衛君 お話のような言葉じゃ、この場合はごまかされないので、これは、それは言葉だけのことであつて、何か絵にかいたぼたもちみたいな、大切な面が皆抜けちゃつておるんですよ。このことは、前段の建築基準法なんかの問題なんかよりか、もっと實際永久の測量物件に関する土地等の問題に関するのですから、もう少しお聞きしなければならぬのですが、お約束した時間が過ぎましたから、私は質問を後日に留保いたします。

○委員長(稲浦廉蔵君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

昭和三十六年五月三十一日印刷

昭和三十六年六月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局